

さらには文化的要因も加味することによって、受領するか断るかを決定するという慎重な対応が求められていた。授受についての記録を残すことも求められていた。

等価交換と贈り物は、それが適切に行われ、処理されないと、心理専門家とクライアントの専門的治療契約関係を個人的・私的関係で混濁させ、多重関係を生じさせるリスクを増やす要因ともなり得ることには留意が必要であろう。臨床心理面接は専門的治療契約関係であるから、料金の收受に限定するに越したことはない。それによって、臨床心理面接というプライバシーに深く関わる濃密な人間関係が、プライベートな関係ではないことが明確にされるからである。

## おわりに

本稿では、料金に関連する倫理関係規程をできるだけ丹念に掘り起こす作業を行った。その結果、幾つかの論点を見出すことができた。今後の課題と展望としては、ひとつひとつの規定の背景となる歴史的経緯や議論、あるいは理念や理論などがあるとするれば、それらを可能な限りにおいて明らかにする作業に取り組みたいと考えている。

## 注

- 1) 下田僚 2009 「臨床心理面接における料金の意味」『教育学論集』第51集 131-151頁。
- 2) 下田僚 2012 「臨床心理面接における料金の意味(2)―クライアント中心療法の視点―」『教育学論集』第54集 31-48頁。
- 3) 倫理及び職業倫理の定義については、金沢が、「倫理とは、ある社会においてその成員が社会に対して行う行為や、成員同士の間で行われる行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている行動規範の総体である。したがって、ある職業集団において、その成員間の行為や、その成員が社会に対して行う行為の善悪を判断する基準としてその職業集団内で承認された規範が、職業倫理と呼ばれるものとなる。倫理は法律のような外面的強制力をもたないが、法律

と倫理は相反するものではなく、法律と倫理が同一の原則によって導かれる場合もある」としている（金沢吉展 2006『臨床心理学の倫理を学ぶ』東京大学出版会 9頁）。また、アメリカ心理学会（American Psychological Association：APA）刊のAPA心理学大辞典において、倫理（ethics）は、「個人や集団に受け入れられている、あるいはある特定の分野（たとえば医療倫理）では適切であると見なされている道徳的に正しい行為に関する規則のこと」（925頁）とされ、職業倫理（professional ethics）は、「ある職業の成員が従うことを期待されている望ましい行為の規則」（429頁）と定義されている（VandenBos, Gary R. 2007〔繁榊算男・四本裕子監訳 2013〕『APA心理学大辞典』培風館）。

- 4) 各組織の URL は、以下の通りである。
  - 日本臨床心理士資格認定協会 <http://fjcbcp.or.jp/>
  - 日本臨床心理士会 <https://www.jsccp.jp/>
  - 東京臨床心理士会 <http://www.tsccp.jp/>
  - 日本心理臨床学会 <http://www.ajcp.info/>
  - 日本心理学会 <http://www.psych.or.jp/>
  - アメリカ心理学会 <https://www.apa.org/>
  - アメリカカウニング学会 <http://www.counseling.org/>
- 5) 1990年8月1日制定，2013年4月1日最近改正。
- 6) 1990年8月1日制定，2013年4月1日最近改正。
- 7) 同倫理綱領の PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://fjcbcp.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/03/PDF01\\_rinrikoryopdf.pdf](http://fjcbcp.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/03/PDF01_rinrikoryopdf.pdf)
- 8) 2013年3月10日施行，2012年11月3日適用。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.jsccp.jp/about/pdf/sta\\_4\\_rinrikitei2012113.pdf](http://www.jsccp.jp/about/pdf/sta_4_rinrikitei2012113.pdf)
- 9) 2009年4月1日施行。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.jsccp.jp/about/pdf/ata\\_5\\_rinrikouryo20120704.pdf](http://www.jsccp.jp/about/pdf/ata_5_rinrikouryo20120704.pdf)
- 10) 一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会（編）『倫理ガイドライン』。2009年3月作成，2011年12月部分改訂，2012年2月1日刊。
  - 11) 同上，1頁。
  - 12) 同上，16頁。
  - 13) 同上，16-17頁。
  - 14) 同上，17-18頁。
  - 15) 同上，27頁。
  - 16) 同上，35-36頁。
- 17) 2012年4月2日施行。PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.tsccp.jp/pdf/rule20120402.pdf>
- 18) 2012年4月2日施行。PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.tsccp.jp/pdf/outline20120402.pdf>

- 19) 制定・施行月日は公表されていないため不明。PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.tscsp.jp/pdf/guideline20120402.pdf>
- 20) 2009 年 4 月 11 日制定, 2013 年 4 月 1 日最近改正。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules\\_070.pdf](http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules_070.pdf)
- 21) 2009 年 4 月 11 日制定。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules\\_071.pdf](http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules_071.pdf)
- 22) 2009 年 4 月 11 日制定。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules\\_072.pdf](http://www.ajcp.info/pdf/rules/rules_072.pdf)
- 23) 日本心理臨床学会第 6 期倫理委員会 2001 「会員のための倫理の手引き」『心理臨床学研究』第 19 巻 特別号 66-78 頁。この手引きの刊行後, 本稿に関連する倫理綱領並びに倫理基準の条文・記述は改正されていない。
- 24) 同上, 68 頁。
- 25) 同上, 77-78 頁。
- 26) 2012 年 12 月 7 日改正, 同日施行。PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.psych.or.jp/about/rinri.html>
- 27) 2011 年 4 月 20 日第 3 版第 1 刷発行。PDF データは以下で閲覧可能である。  
[http://www.psych.or.jp/publication/inst/rinri\\_kitei.pdf](http://www.psych.or.jp/publication/inst/rinri_kitei.pdf)
- 28) 2002 年 8 月 21 日採択, 2003 年 6 月 1 日施行。2010 年改正 (2010 年 2 月 20 日採択, 2010 年 6 月 1 日施行)。PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.apa.org/ethics/code/index.aspx>
- 29) 文中の (1) から (5) までの和訳は省略。
- 30) PDF データは以下で閲覧可能である。  
<http://www.counseling.org/docs/ethics/2014-aca-code-of-ethics.pdf?sfvrsn=4>
- 31) 松田純・江口昌克・正木祐史 (編) 2009 『ケースブック 心理臨床の倫理と法』知泉書館 99 頁。
- 32) 同上書, 19 頁。
- 33) 同上書, 14 頁。
- 34) 金沢, 前掲書, 216 頁。
- 35) 日本臨床心理士会の倫理綱領第 1 条〈基本倫理 (責任)〉の第 1 項においては, 「会員は, 基本的人権を尊重し, 人種, 宗教, 性別, 思想及び信条等で人を差別したり, 嫌がらせを行ったり, 自らの価値観を強制しない」と規定しており, 東京臨床心理士会倫理綱領第 1 条〈基本的倫理 (責任)〉の第 1 項も同様に規定している。また, 東京臨床心理士会倫理ガイドライン第 1 条〈臨床心理士としての姿勢〉第 3 項第 1 文においては, 「会員は, 文化や社会の多様性への感受性を持ち, 年齢, 性別, 社会的地位, 人種, 国籍, 信条, その他によって対象者および関係者を差別しない」と規定している。さらに, 日本心理学会倫理

規程第3章〈社会における職務上の倫理〉／3.2. カウンセリングと介入／5. 個人の尊厳への配慮／においては、「心理臨床実践にたずさわる者は、援助対象者一人ひとりの基本的人権と尊厳を認め、対象者を年齢、性別、人種、信条、障害や疾患の有無などによって差別したりすることなく、公平な臨床的援助を提供する。また、そうした援助対象者の属性に関して偏見をもったり、ハラスメントととられるような言動を行ったりしてはならない」と規定しており、同章／3.4. 福祉的支援／の前書き第3文においても、「すべての人間はかけがえない存在であり、年齢、性別、人種、信条、社会的背景の違いのほか、障害や疾患の有無、能力、体格などの特徴にかかわらず、個人として尊重されなければならない」と規定している。しかし、いずれも明確には援助対象者の経済的な地位や状態に言及していない。

36) 東山紘久 2002 『心理療法と臨床心理行為』創元社 94頁。